

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千百六十二号

種苗法（平成十年法律第八十二号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月十三日

農林水産大臣 鈴木 寛和

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31776号 令和8年8月13日	Dioscorea L.	とっとり 鳥取1u61	鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目 220番地	鳥取県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

第31788号 令和8年8月13日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	おおいたりんけん 大分林研き-2103	大分県 大分県大分市大手町3丁目1番1号	大分県	〃
----------------------	------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------	-----	---